

茨城県行政書士会会則に基づく処分

氏 名：赤根 正則

登録番号：03112109

事務所名称：あかね行政書士事務所

事務所所在地：つくば市二の宮二丁目12番地6 山田ビル3-B号室

戒処分年月日：令和7年12月2日

懲戒処分の内容：廃業の勧告及び令和7年12月3日から廃業するまでの間の会員の権利の停止

懲戒処分の理由：

- ・ 相続関係手続きの業務を受任し必要書類も預かったが、その遂行を長期間放置した。また、依頼者からの進捗状況の照会に対し、業務未了にも関わらず終えている旨の回答をしたほか、その後の連絡にも長期間応じず誠実な対応をしなかった。
- ・ さらに、他の依頼者の建設業許可申請に係る手続きについても、長期間遂行されないことや連絡が取れないなどの苦情が寄せられている。
- ・ 仮に事情があったとしても、適切な代替措置等を講じず対応しなかったことは、業務を誠実に行う行政書士法第10条、同法第13条及び同法施行規則第7条違反といえ、併せて、茨城県行政書士会会則第66条第1項違反と認める。